

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告 書				
令和7年9月30日				
滋賀県愛知郡愛荘町長				
有村 国知 印				
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条および第99条の規定により公告します。				
公売財産 公売保証金 見積価額	売却 区分	公 売 財 産 (名称・性質・所在・地上権等の内容・その他)	公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
	第2号	別紙「公売財産一覧」のとおり。	90,000 円	900,000 円
公売方法		期日入札		
公売保証金納付期間		令和7年10月22日(水) 午後2時00分から 令和7年10月22日(水) 午後2時45分まで		
公売日時	入 札	令和7年10月22日(水) 午後2時30分から 令和7年10月22日(水) 午後3時00分まで(会場の閉鎖 午後2時50分)		
	開 札	令和7年10月22日(水) 午後3時00分		
公売場所		滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地 愛荘町役場本庁舎 3階 第1委員会室		
売却決定	日 時	令和7年11月13日(木) 午前11時00分		
	場 所	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地 愛荘町役場本庁舎 1階 税務課		
代金納付期限		令和7年11月13日(木) 午前11時45分		
公売保証金および 代金の納付場所		滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地 愛荘町役場本庁舎 1階 税務課		
買受人についての資格 その他の要件		1. 国税徴収法第92条および第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。 2. 公売保証金を納付した後でなければ入札はできません。		
その他	1. 公売日時までに公売を中止することがあります。 2. 公売保証金および買受代金は、現金または小切手(電子交換所に参加している金融機関が振り出したもので、かつ振出日から起算して7日を経過していないものに限る。)でなければ納付できません。 3. 記名人は、入札者本人に限ります。代理の場合は委任状を持参してください。(委任者の印鑑証明書が必要となります。) 4. 一度行った入札は、変更または取消しができません。 5. 見積価額以上の入札者のうち、最高価額のを最高価申込者と決定します。 6. 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価格申込者を決定します。 7. 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上でかつ最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用することがあります。 8. 公売財産に係る町税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。 9. 公売財産の取得時期は、売却決定後でかつ買受代金の納付があったときです。したがって、取得後のき損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。愛荘町は公売財産について、瑕疵担保責任を負いません。なお、許可および承認を必要とする財産は買受人がそれを得たときになります。また、財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。 10. 買受人が地目または地積の変更の登記や建物の表題登記の申請をしなければならない場合があります。 11. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 12. 公簿面積と現況が異なる場合があります(現況有姿で引き渡されます)。境界は買受人が隣地所有者と協議してください。このことについて、紛争が生じても愛荘町は関与しません。 13. 本件の土地・建物は所有者が占有しています。 14. 公売財産内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立退き、鍵などの引渡しなどは、全て買受人が行うことになります。このことについて、紛争が生じても愛荘町は関与しません。 15. その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。 16. 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合に愛荘町は何ら補償しません。			
配当を受ける者の権利の申出について				
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を愛荘町に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、愛荘町税務課湖東分室に用意してあります。				